

開成町広報紙広告掲載取扱要綱

(平成19年11月26日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発行する広報かいせい(以下「広報紙」という。)への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、国、他の地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの並びに町内に事業所を有するものの広告とし、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

(4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの

(5) 求人広告又はこれに類するもの

(6) 通信販売及び訪問販売に類するもの

(7) 商品先物取引及び貸金業に類するもの

(8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

(9) 学校教育、塾、予備校等に関するもの

(10) 行政広報の品位を損なうおそれのあるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、広報紙に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載は次の順位によるものとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、広告の掲載回数が多いものを優先するものとし、広告の掲載回数が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

(1) 国、他の地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2) 私企業のうち、公益性の高いものの広告

(3) 前各号に掲げるもの以外の広告

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置は、町が指定する位置とし、枠数は広報紙1号につき4枠までとする。

(広告の規格)

第5条 1枠の大きさは、縦6センチメートル、横6センチメートルとし、広報紙1号に掲載できる広告の枠数は、広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)につき2

枠までとする。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、別表第 1 のとおりとする。ただし、第 3 条第 1 号に規定する広告で、別に当該団体で広告掲載料を定めている規程等があり、別表第 1 で定める金額より高い場合は、当該団体で定める規程等の金額によるものとする。

(広告の募集)

第 7 条 広告の募集は広報紙、町のホームページ等により行うものとする。

(掲載の申込み及び決定)

第 8 条 申込者は、広告の掲載を希望する月の初日の 4 0 日前までに、広報紙広告掲載申込書 (第 1 号様式) に次に掲げる書類を添付して、町長に申し込むものとする。ただし、申込みの締め切り日が開成町の休日を定める条例 (平成元年条例第 2 2 号) 第 1 条に規定する町の休日 (以下「町の休日」という。) にあたる場合はその前日とする。

(1) 会社案内のパンフレット等 (事業内容、社歴がわかるもの)

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等の書類

2 町長は、前項の申込みがあったときは、内容を審査のうえ掲載の適否を決定し、広報紙広告掲載決定通知書 (第 2 号様式) 又は広報紙広告不掲載決定通知書 (第 3 号様式) により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 9 条 広告掲載の決定通知を受けた者 (以下「広告主」という。) は、広告が掲載される月の初日 (以下「広報紙発行日」という。) の 2 0 日前までに町長が発行する納入通知書により広告掲載料を支払わなければならない。ただし、支払いの期日が町の休日にあたる場合はその前日とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 1 0 条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、広報紙発行日の 3 0 日前までに提出するものとする。ただし、原稿提出の締め切り日が町の休日にあたる場合はその前日とする。

(広告主の責任)

第 1 1 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第 1 2 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告掲載の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 広報紙の作成上支障があるとき。

(2) 第 9 条に規定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

(3) 第 1 0 条に規定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。

(4) 町長が、広告主又は広告内容が不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の取り消しをした場合は、広報紙広告掲載取消通知書 (第 4 号様式) に

より広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、広告の掲載を取り下げるときは、広報紙発行日の30日前までに広報紙広告掲載取下げ申出書(第5号様式)により町長に申し出なければならない。ただし、申し出の締め切り日が町の休日にあたる場合はその前日とする。

2 町長は、前項の申し出があったときは、広報紙広告掲載取下げ承諾通知書(第6号様式)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 すでに納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、当該広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、広報紙広告掲載料還付請求書(第7号様式)により町長に請求するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、12月1日に発行する広報紙から適用する。

(「広報かいせい」広告掲載要項の廃止)

2 「広報かいせい」広告掲載要項(平成17年6月1日施行)は、廃止する。

別表1(第6条関係)

規格	基本掲載料
縦6cm×横6cm(1枠)	3,000円
縦6cm×横12cm(2枠)	5,000円